

障 発 第 0401006 号
平成 2 1 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

自殺防止対策事業の実施について

自殺防止対策の推進については、かねてから格段の御配慮を賜っているところであるが、各地域において、民間団体との連携による一層の自殺防止対策の推進を図るため、今般、別紙のとおり「自殺防止対策事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を定め、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その実施にご協力いただくようお願いする。

自殺防止対策事業実施要綱

1. 事業の目的

民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺防止対策を進める上で不可欠であるが、こうした取組は、善意の寄付、熱心なボランティア、企業の社会貢献事業に支えられている状況にある。自殺防止対策事業（以下、「本事業」という。）は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）において、民間団体の活動に対する支援が国及び地方公共団体の責務として位置づけられていることを踏まえ、自殺防止対策に取り組む民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺防止対策の推進を行うことを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、次の全ての要件を満たす団体とする。

（1）全国事業

- ・ ボランティアで自殺防止対策を行う民間団体であること。
- ・ 原則として、全国規模の自殺防止対策に 5 年以上の活動実績があり、公益法人、社会福祉法人、NPO 法人等の法人格を有すること。（ただし、厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない。）
- ・ 全国の 30 以上の都道府県に活動拠点を有していること。

（2）先駆事業

- ・ ボランティアで先駆的な自殺防止対策を行う民間団体であること。
- ・ 原則として、自殺防止対策に 2 年以上の活動実績があり公益法人、社会福祉法人、NPO 法人等の法人格を有すること。（ただし、厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない。）
- ・ 実施主体又は活動場所の所在地の都道府県又は政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）の自殺対策主管課の推薦を受けていること。

3. 事業の内容

- （1）全国事業を実施する民間団体は、全国 30 以上の都道府県において、自殺防止対策に資する効果的な取組を行う。
- （2）先駆事業を実施する民間団体は、事業を実施する都道府県等において、自殺防止対策に資する先進的かつ効果的な取組を行う。
- （3）国は、民間団体が実施する上記（1）及び（2）の取組に対し、財政的支援

を行う。なお、国は本事業の実施にあたり、有識者で構成される評価委員会を設置し、評価委員会による書面及びヒアリングによる審査により、採択事業及び国庫補助基準額を決定する。

4. 事業の実施方法

国は本事業の実施にあたり、別に定めるところにより事業計画を公募する。

5. 国の助成

民間団体がこの実施要綱に基づき実施する経費については、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

6. その他

この要綱は、平成21年4月1日から施行するものとする。